

江戸川区介護支援専門員研修費用助成事業 Q&A

Q1 介護支援専門員の資格がありますが、施設で生活相談員として仕事をしています。研修費用の助成対象となりますか。

また、生活相談員と介護支援専門員を兼務している場合は対象となりますか。

A1 施設で生活相談員として勤務している場合は、助成の対象になりません。施設又は事業所の介護支援専門員として、介護サービス計画を作成する業務に携わっている方が対象となります。よって、兼務の場合は対象となります。また、常勤、非常勤は問いません。

Q2 対象となる事業所を教えてください。

A2 江戸川区内において、下記のいずれかの事業を行う施設又は事業所が対象となります。

- 居宅介護支援
- 介護予防支援
- 地域包括支援センター
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

Q3 更新研修を受講した時は、介護支援専門員として就労していませんでしたが、研修修了後に、介護支援専門員として業務に就きました。助成の対象となりますか。

A3 助成の対象となります。申請は研修が修了してからとなりますので、申請時に介護サービス計画等作成する業務に携わっている場合は対象とします。

Q4 研修受講時はA社に勤務しておりましたが、現在はB社に勤務しています。B社が負担してくれる場合は助成の対象になりますか。

また、受講者本人が研修費を負担している場合はどうなりますか。

A4 B社での勤務が申請条件を満たしていれば可能です。また、受講者本人が負担している場合でも、受講時に本人が支払った研修費用に対し、法人の負担分が助成額以上であれば申請可能です。法人が受講者に助成した証明を添付してください。

Q5 江戸川区の居宅介護支援事業所から区外の居宅介護支援事業所に法人内で異動となった場合、助成の対象になりますか。

A5 助成申請時に江戸川区外の事業所に異動となった場合は、助成対象になりません。

Q6 受講費用を受講者自ら負担している場合、法人が受講者に助成した証明を添付するとありますが、どのような証明書を準備すればいいですか。

A6 例えば、法人が研修受講費用を本人に振り込んだ明細や、確実に法人から支払われたとわかる本人の受領書など、様式は問いません。

Q7 研修の領収書を紛失してしまいました。申請できますか。

A7 申請時にすべての添付書類が揃わない場合は申請できません。領収書については、再発行できるか発行元に確認してください。

Q8 令和5年度に主任介護支援専門員更新研修を受講しましたが、研修が修了するのが令和6年3月の場合、年度内に申請しなければいけませんか。

A8 申請に関しては、随時受け付けます。申請書類が一式揃いましたら、速やかに（修了証明書が届いてから1か月以内を目安として）申請してください。

Q9 領収書は写しではだめですか。

A9 国、都、他の区市町村その他の機関から他の制度を受けていないことが条件のため、原本を確認させていただきます。なお、原本確認後、受付印を押印したものを、交付決定通知書を送付する際にお返しします。

Q10 地域包括支援センターで社会福祉士として勤務していますが、予防プランを作成しています。助成の対象となりますか。

A10 該当の研修を修了した場合、助成対象となります。

令和5年8月18日更新分

Q11 提出頻度について事業所内である程度揃ってから提出した方がよいですか。その都度提出させて頂いても良いですか。

A11 Q8で速やかに（修了証明書が届いてから1か月以内を目安として）申請してくださいと回答しましたが、事業所（法人）内でまとめてご提出いただいても、その都度でも構いません。

Q12 代表者は他書類同様に理事長ではなく、委任を受けた施設長名での提出でもよいですか。

A12 代表者については、法人の代表者でご提出願います。

Q13 介護支援専門員証の写しについて、研修終了後一か月では新しい期間の物が発行されないため、最新のものでなくても大丈夫ですか。

A13 介護支援専門員証については、最新のものでご提出ください。

Q14 介護支援専門員更新研修は専門研修Ⅰ・Ⅱ相当に該当していますが、専門研修Ⅰも今回の事業対象にはなりませんか。

A14 更新研修（専門Ⅰ・Ⅱ相当）は該当しますが、専門研修Ⅰのみは該当しません。チラシに記載のとおり、以下の研修が対象となります。

- （東京都）介護支援専門員更新研修
- （東京都）専門研修Ⅱ
- （東京都）主任介護支援専門員研修
- （東京都）主任介護支援専門員更新研修

Q15 事業の主旨を考えると、再研修も対象になると嬉しいのですが、助成対象の変更予定はありませんか。

A15 現在のところ変更の予定はございません。江戸川区内の事業所に従事している介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る資格更新等に必要な研修を補助する目的で開始しました。